

平成25年11月 1日

お客様 各位

紛争解決措置における富山県弁護士会への申立て方法について

十日町農業協同組合

平成25年11月1日より、標記につきまして変更がありましたので、下記のとおりご案内いたします。

記

1. 変更内容

お客様が富山県弁護士会に対し、直接申立てをすることが可能となりました。

名 称	電話番号	受付日	受付時間
富山県弁護士会 紛争解決センター	076-421-4811	月曜日～金曜日 (祝日、年末年始等を 除きます。)	午前10時～午後4時

以 上